

株主各位

第60回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結計算書類	1 頁～15 頁
計算書類	16 頁～23 頁
連結計算書類に係る会計監査報告	24 頁～26 頁
計算書類に係る会計監査報告	27 頁～29 頁

株式会社創建エース

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	765,833	流 動 負 債	364,131
現金及び預金	232,144	支払手形・工事未払金等	65,825
売掛金	42,660	買掛金	42,282
完成工事未収入金及び契約資産	302,086	短期借入金	203,000
商品及び製品	38,798	未払金	31,645
原材料及び貯蔵品	419	未払費用	9,738
前渡金	11,291	未払法人税等	2,052
前払費用	10,235	未払消費税等	5,122
未収入金	6,573	その他	4,464
未消費税等	100,536	固 定 負 債	679,027
未収還付法人税等	22,482	長期借入金	650,000
短期貸付金	949	長期預り保証金	26,090
その他	6,323	その他	2,936
貸倒引当金	△8,667	負 債 合 計	1,043,158
固 定 資 産	499,457	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	37,068	株 主 資 本	205,688
建物及び構築物	27,324	資本金	10,966,980
車両運搬具	1,635	資本剰余金	4,205,586
工具、器具及び備品	6,121	利益剰余金	△14,960,930
一括償却資産	1,987	自己株式	△5,948
無 形 固 定 資 産	393,011	新株予約権	16,650
のれん	392,635	純 資 産 合 計	222,338
その他	376	資 産 合 計	1,265,496
投資その他の資産	69,378	負 債 純 資 産 合 計	1,265,496
破産更生債権等	1,116,043		
差入保証金	62,952		
長期未収入金	943,283		
長期貸付金	879,944		
その他	6,425		
貸倒引当金	△2,939,271		
繰 延 資 産	205		
創立費	205		

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,580,420
売 上 原 価		1,467,027
売 上 総 利 益		113,392
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,604,954
営 業 損 失		1,491,561
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
雑 収 入	7,665	7,666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,980	
株 式 交 付 費	8,115	
固 定 資 産 売 却 損	70	
固 定 資 産 除 却 損	14,548	
雑 損 失	2,646	30,360
経 常 損 失		1,514,255
特 別 利 益		
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	268	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,557	
完 成 工 事 補 償 引 当 金 戻 入 額	2,780	6,606
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,507,649
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,215	2,215
当 期 純 損 失		1,509,864
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1,509,864

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,641,760	3,880,366	△13,451,065	△5,923	1,065,137
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	325,220	325,220			650,440
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,509,864		△1,509,864
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	325,220	325,220	△1,509,864	△25	△859,449
当連結会計年度末残高	10,966,980	4,205,586	△14,960,930	△5,948	205,688

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	9,925	1,075,062
当連結会計年度変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		650,440
親会社株主に帰属する当期純利益		△1,509,864
自己株式の取得		△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,725	6,725
当連結会計年度変動額合計	6,725	△852,724
当連結会計年度末残高	16,650	222,338

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益299,358千円を計上したものの、当連結会計年度におきましては1,509,864千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。当該業績に至った主な要因は、当社グループの主軸のひとつである建設事業において、与信を原因とする大口取引先との新規取引を停止したことに伴う売上の減少および滞留債権の発生に伴い貸倒引当金繰入額を計上したこと等によるものです。

当該状況を改善するため、今後も引き続き祖業である建設事業に注力し、当社グループの土台を固めるとともに、建設事業以外の事業についても積極的に取り組んでまいります。しかしながらこれらの事業を推進していく上で重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加、激変する業界の動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、現在の収益状況を改善し継続できるかについて、確信できるまでには至っておりません。そのため、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、引き続き収益体質および営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じてまいります。

当連結会計年度において当社グループは、2023年6月に前経営陣から引き継いだ事業を再構築し、これまでに蓄積されてきた課題等の解決、整理をおこなってきました。今後は収益体質の改善を進めていくために足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であり以下の対応策を講じ、状況の改善に努めてまいります。

①営業利益およびキャッシュ・フローの良化

前連結会計年度に引き続き、当社の既存事業、各案件、販管費等の精査を行い、継続的に原価の低減、無駄の削減、売上の向上を図り利益率の向上を進めてまいります。

②事業領域の拡大

収益性の高い新規事業への参入、M&Aの実施等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めます。

③資金調達策の拡充

当社は2023年4月17日に発行した第27回新株予約権の行使により644,000千円を調達し、また、金融機関等より新規借入枠として総額1,500,000千円を確保し随時借入実行により資金調達を行っております。今後も財務体質改善のために、資金調達先の確保等を進めてまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・重要な連結子会社の名称 巧栄ビルド株式会社
株式会社創建メガ

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計期間において、株式会社JPマテリアルの全株式を第三者へ譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計期間において、クレアホーム株式会社および株式会社のら猫バンク、MILLENNIUM INVESTMENT株式会社を清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料及 個別法及び最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
ひ貯蔵品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～40年
工具、器具及び備品	2年～18年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

③のれんの償却方法および償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり、定額法で償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 建設事業

建設事業においては、主に中期程度の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ロ. コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

- ・株式交付費
- ・創立費

支出時に全額費用処理しております。

創立日から5年以内にわたり、定額法により処理しております。

ロ. グループ通算制度の適用

当社グループではグループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積に関する注記

(1) のれんの計上基準

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 392,635千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

当社グループは、連結貸借対照表にのれんを計上しておりますが、これは当連結会計年度において、株式会社紳ジャパンより事業譲受を行ったため発生したものです。

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上する方針です。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の計上基準

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動） 8,667千円

貸倒引当金（固定） 2,939,271千円

貸倒引当金合計 2,947,939千円

貸倒引当金繰入額 1,015,445千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

当社及び連結子会社である巧栄ビルド株式会社、株式会社創建メガは、営業債権を回収予定月からの経過期間や債務者等の支払状況等に基づいた信用リスクの程度に応じて、一般債権と貸倒懸念債権等に債権分類しております。

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権の期末残高に法定繰入率を乗じて算定しております。

また、貸倒懸念債権等に係る回収可能性の判断においては、債務者の支払い状況等を勘案して、債権の回収可能性を評価しており、回収見込額を主要な仮定としております。

なお、当連結会計年度において、巧栄ビルド株式会社の大口取引先の財政状態が悪化し、貸倒懸念債権等が増加したため、巧栄ビルド株式会社において貸倒引当金（固定）を1,016,043千円計上しております。

これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の経済の動向が債務者の信用リスクに及ぼす影響については不確実であり、これ

らの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金が増減する可能性があります。

(3) 棚卸資産の計上基準

①当連結会計年度計上額

商品及び製品	38,798千円
棚卸資産評価損	90,462千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における販売開始から一定の期間を超える棚卸資産について、合理的に算定した評価減率を適用して帳簿価額を段階的に切り下げる方法を設け、棚卸資産の収益性の低下を連結計算書類に反映しています。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産の評価に使用される評価減率の見積りは、過年度の販売数ならびに経済的陳腐化および機能的陳腐化等を考慮して算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、棚卸資産の収益性の低下が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、棚卸資産の評価には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、在庫状況が変化した場合は、翌連結会計年度において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	1,701千円
車両運搬具	4,231千円
工具、器具及び備品	4,735千円
計	10,667千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	258,251,756株	18,400,000株	0株	276,651,756株

(注) 発行済株式の増加は、第27回新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,989株	638株	0株	15,627株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第26回新株予約権	普通株式	19,850,000	-	-	19,850,000	9,925
第27回新株予約権	普通株式	-	38,000,000	18,400,000	19,600,000	6,725
合計	-	19,850,000	38,000,000	18,400,000	39,450,000	16,650

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を継続するために必要な資金や業態の拡大・事業の再構築を行うために必要な資金を事業計画・資金計画に基づき、金融機関等からの借入、新株予約権の行使および第三者割当による株式の発行によって調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(注)	時 価(注)	差 額
(1) 売 掛 金	42,660千円		
貸倒引当金 (注)	△3,625千円		
(純 額)	39,035千円	39,035千円	-千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産	302,086千円		
貸倒引当金 (注)	△1,812千円		
(純 額)	300,274千円	300,274千円	-千円
(3) 未 収 入 金	6,573千円		
貸倒引当金 (注)	△3,223千円		
(純 額)	3,350千円	3,350千円	-千円
(4) 短 期 貸 付 金	949千円		
貸倒引当金 (注)	△5千円		
(純 額)	944千円	944千円	-千円
(5) 長 期 未 収 入 金	943,283千円		
貸倒引当金 (注)	△943,283千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(6) 長 期 貸 付 金	879,944千円		
貸倒引当金 (注)	△879,944千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(7) 差 入 保 証 金	62,952千円		
貸倒引当金 (注)	-千円		
(純 額)	62,952千円	62,952千円	-千円
(8) 破 産 更 生 債 権 等	1,116,043千円		
貸倒引当金 (注)	△1,116,043千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
資 産 計	406,555千円	406,555千円	-千円
(1) 支払手形・工事未払金等	65,825千円	65,825千円	-千円
(2) 買 掛 金	42,282千円	42,282千円	-千円
(3) 短 期 借 入 金	203,000千円	203,000千円	-千円
(4) 未 払 金	31,645千円	31,645千円	-千円
(5) 未 払 法 人 税 等	2,052千円	2,052千円	-千円
(6) 未 払 消 費 税 等	5,122千円	5,122千円	-千円
(7) 長 期 預 り 保 証 金	26,090千円	26,090千円	-千円
(8) 長 期 借 入 金	650,000千円	650,000千円	-千円
負 債 計	1,026,016千円	1,026,016千円	-千円

(注) ・未収入金、長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	39,035千円	-千円	39,035千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	300,274千円	-千円	300,274千円
(3) 未収入金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	3,350千円	-千円	3,350千円
(4) 短期貸付金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	944千円	-千円	944千円
(5) 長期未収入金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(6) 長期貸付金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(7) 差入保証金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	62,952千円	-千円	62,952千円
(8) 破産更生債権等 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
資産計	-千円	406,555千円	-千円	406,555千円
(1) 支払手形・工事未払金等	-千円	65,825千円	-千円	65,825千円
(2) 買掛金	-千円	42,282千円	-千円	42,282千円
(3) 短期借入金	-千円	203,000千円	-千円	203,000千円
(4) 未払金	-千円	31,645千円	-千円	31,645千円
(5) 未払法人税等	-千円	2,052千円	-千円	2,052千円
(6) 未払消費税等	-千円	5,122千円	-千円	5,122千円
(7) 長期預り保証金	-千円	26,090千円	-千円	26,090千円
(8) 長期借入金	-千円	650,000千円	-千円	650,000千円
負債計	-千円	1,026,016千円	-千円	1,026,016千円

(注1) ・時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金、完成工事未収入金及び契約資産、未収入金、短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等

これらは回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

支払手形・工事未払金等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。
 長期預り保証金、長期借入金
 過去の返還実績に基づき、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を
 算定しております。

(注2) ・金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売 掛 金	42,660千円	-千円	-千円	-千円
完成工事未収入金及び契約資産	302,086千円	-千円	-千円	-千円
未 収 入 金 (注)	3,350千円	-千円	-千円	-千円
短 期 貸 付 金	949千円	-千円	-千円	-千円
長 期 未 収 入 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
長 期 貸 付 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
差 入 保 証 金	62,952千円	-千円	-千円	-千円
破産更生債権等 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円

(注) ・未収入金のうち、個別に貸倒引当金を計上した3,223千円につきましては控除しております。
 ・長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等は全額貸倒引当金を計上、控除しております。

(注3) ・金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
支払手形・工事未払金等	65,825千円	-千円	-千円	-千円
買 掛 金	42,282千円	-千円	-千円	-千円
短 期 借 入 金	203,000千円	-千円	-千円	-千円
未 払 金	31,645千円	-千円	-千円	-千円
未 払 法 人 税 等	2,052千円	-千円	-千円	-千円
未 払 消 費 税 等	5,122千円	-千円	-千円	-千円
長 期 預 り 保 証 金	-千円	26,090千円	-千円	-千円
長 期 借 入 金	-千円	650,000千円	-千円	-千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 0円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 5円68銭 |

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	建設事業	コスメ衛生関連事業	合計		
売上高					
建設工事	1,293,298	-	1,293,298	-	1,293,298
コスメ衛生関連商品販売	-	97,375	97,375	-	97,375
その他	-	-	-	189,746	189,746
顧客との契約から生じる収益	1,293,298	97,375	1,390,673	189,746	1,580,420
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,293,298	97,375	1,390,673	189,746	1,580,420

(注) 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アクア事業も含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①建設事業

建設事業においては建設工事を主な事業としており、工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法を採用しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

②コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で売上高を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	-千円
契約負債	-千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	275,450	流 動 負 債	252,326
現金及び預金	122,528	短期借入金	203,000
売掛金	34,229	買掛金	6,202
商品	28,538	未払金	34,575
立替金	8,298	未払費用	3,329
前払費用	4,426	未払法人税等	1,210
未収入金	13,973	預り金	3,642
未収消費税	64,147	その他	366
その他	63	固 定 負 債	679,027
貸倒引当金	△754	長期未払金	2,936
固 定 資 産	878,332	長期預り保証金	26,090
有 形 固 定 資 産	31,627	長期借入金	650,000
建物及び構築物	22,268	負 債 合 計	931,353
車両運搬具	1,635	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	5,867	株 主 資 本	205,778
一括償却資産	1,855	資本金	10,966,980
無 形 固 定 資 産	393,011	資本剰余金	4,205,586
のれん	392,635	資本準備金	4,205,586
その他	376	利 益 剰 余 金	△14,960,839
投資その他の資産	453,693	その他利益剰余金	△14,960,839
子会社株式	10,000	繰越利益剰余金	△14,960,839
長期貸付金	879,944	自 己 株 式	△5,948
関係会社貸付金	1,763,029	新株予約権	16,650
破産更生債権等	100,000	純 資 産 合 計	222,429
差入保証金	42,267	負 債 純 資 産 合 計	1,153,783
長期前払費用	4,335		
長期未収入金	120,000		
その他	1,500		
貸倒引当金	△2,467,383		
資 産 合 計	1,153,783		

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		189,746
売 上 原 価		118,854
売 上 総 利 益		70,891
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		443,006
営 業 損 失		372,114
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,175	
雑 収 入	4,239	6,415
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	8,115	
支 払 利 息	4,980	13,095
経 常 損 失		378,794
特 別 利 益		
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 益	268	
完 成 工 事 補 償 引 当 金 戻 入 額	2,780	
子 会 社 株 式 売 却 益	3,557	6,606
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,358	
子 会 社 株 式 除 却 損	9,000	
子 会 社 株 式 評 価 損	308,599	
子 会 社 清 算 損	14,531	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	429,532	767,022
税 引 前 当 期 純 損 失		1,139,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	1,210
当 期 純 損 失		1,140,421

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,641,760	3,880,366	3,880,366	△13,820,418	△13,820,418	△5,923	695,784
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	325,220	325,220	325,220				650,440
当 期 純 損 失 (△)				△1,140,421	△1,140,421		△1,140,421
自 己 株 式 の 取 得						△25	△25
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	325,220	325,220	325,220	△1,140,421	△1,140,421	△25	△490,006
当 期 末 残 高	10,966,980	4,205,586	4,205,586	△14,960,839	△14,960,839	△5,948	205,778

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	9,925	705,709
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		650,440
当 期 純 損 失 (△)		△1,140,421
自 己 株 式 の 取 得		△25
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	6,725	6,725
当 期 変 動 額 合 計	6,725	△483,281
当 期 末 残 高	16,650	222,429

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前会計年度において当期純損失89,670千円を計上し、且つ、当会計年度におきましては1,140,421千円の当期純損失を計上いたしました。

当会計年度において当該業績に至った主な要因は、当社が保有する連結子会社の経営成績、財政状態の低下に伴う子会社株式評価損の計上および当該連結子会社への債権に対する貸倒引当金繰入額の計上を行なったことなどによるものです。

当該状況を改善するため、今後も引き続き当社グループの祖業である建設事業に注力し連結子会社の業績改善を図るとともに、当社グループの土台固めに向け建設事業以外の事業についても積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの事業を推進していく上で重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加、激変する業界動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、現在の収益状況を改善し継続できるかについて確信できるまでには至っておりません。

そのため、当社が事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当会計年度において当社は、2023年6月に前経営陣から引き継いだ事業を再構築し、これまでに蓄積されていた課題等の解決、整理をおこなってきました。

今後は収益体質の改善を進めていくため、足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると考えております。

当社は、引き続き収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするため以下の対応策を講じてまいります。

①営業利益及びキャッシュ・フローの良化

前会計年度に引き続き、当社の既存事業、各案件、販管費等の精査を行い、継続的に原価の低減、無駄の削減、売上の向上を図り利益率の向上を進めてまいります。

②事業領域の拡大

収益性の高い新規事業への参入、M&Aの実施等を図り当社の事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めます。

③資金調達策の拡充

当社は2023年4月17日に発行した第27回新株予約権の行使により644,000千円を調達、また、金融機関等より新規借入枠として総額1,500,000千円を確保し随時借入実行により資金調達を行っております。今後も財務体質改善のために、資金調達先の確保等を進めてまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類およびその付属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類およびその付属明細書には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし2016年4月1日以後取得した建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～8年

②無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	1,333千円
車両運搬具	3,960千円
工具、器具及び備品	4,308千円
計	9,602千円

(2) 関係会社に対する区分掲記していない金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	15,529千円
② 長期金銭債権	-
③ 短期金銭債務	10,000千円
④ 長期金銭債務	-

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高

受取利息

2,174千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	14,989株	638株	-	15,627株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	755,743千円
繰越欠損金	1,177,955千円
資産評価損	714,049千円
その他	12千円
小計	2,647,761千円
評価性引当額	△2,647,761千円
合計	-千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	巧栄ビルド 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	1,007,135	関係会社 貸付金(長期)	668,200
				資金の返済	596,895		
				貸付の利息	2,174		
子会社	クレア建設 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	58,151	関係会社 貸付金(長期)	965,783
				資金の返済	17,000		
子会社	株式会社 創建メガ	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	4,000	関係会社 貸付金(長期)	129,046
				資金の返済	10,000		
			商品の販売	-	未収入金	11,384	
子会社	株式会社 JPマテリアル	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の返済	10,000	関係会社 貸付金	-
				債権放棄	19,821		
				資金の貸付	-	関係会社 貸付金(長期)	-
				債権放棄	206,349		
子会社	クレアホーム 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	103	破産更生 債権等	-
				債権放棄	774,157		
子会社	MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	102	破産更生 債権等	-
				債権放棄	3,820,168		
子会社	株式会社 のら猫バンク	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	5,344	関係会社 貸付金	-
				資金の返済	126		
				債権放棄	19,396		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) ・2023年6月26日までに実行した子会社への資金の貸付については利息を計上しておりません。
- ・取引金額は仕入最終原価法により算出しております。
 - ・子会社に対する債権等には貸倒引当金を見積計上しております。なお当事業年度においては429,532千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 - ・当連結会計年度において株式会社JPマテリアルの全株式を第3者へ譲渡しております。また、クレアホーム株式会社及び株式会社のら猫バンク、MILLENNIUM INVESTMENT株式会社は清算終了しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
 - ・当連結会計年度においてVBLOCK販売株式会社は株式会社創建メガへ商号変更しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
役員おの近者が権半所て会社等	株式会社 キャピタル (注1)	なし	資金の借入	資金の借入	960,000	長期借入金	650,000	
				資金の返済	310,000			
				借入の利息	4,337	未払利息	3,102	
役員が代表権を有している会社	株式会社 絆ジャパン	なし	被担保提供	被担保提供 (注2)	-	-	-	
				事業譲受 資産購入	棚卸資産の譲受	42,541	商品	-
					事業譲受	416,958	のれん	392,635
					資産の購入	22,991	付属設備	21,704
					資産の購入	28,527	敷金	28,527
商品の販売	23,328	売掛金	176					

- (注) 1. 当社代表取締役会長兼社長西山由之が代表取締役社長であり、且つ、西山由之の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
2. 被担保提供は当社の借入について株式の担保提供を受けたものでありますが、担保の保証料は支払っておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 0円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円29銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

株式会社創建エース

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋 (印)

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹 (印)

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創建エースの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創建エース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において1,509,864千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。そのため、会社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

株式会社創建エース

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋 (印)

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹 (印)

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創建エースの2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において当期純損失89,670千円を計上しており、且つ、当事業年度においても1,140,421千円の当期純損失を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上